

日本キャタピラー レンタルサポート制度 のご案内



RENTAL SUPPORT SERVICE

日本キャタピラー



日本キャタピラーレンタルサポート制度について

日本キャタピラーでは、レンタルサポート制度をご用意しております。全てのレンタル機械及び車両に対するサポート料 (車両サポート料・動産サポート料)は、レンタル料とは別途に請求させていただきます。但し、一部対象外商品及び対象外作業・工事・現場は除きます。

◆レンタルサポート制度

サポートの対象			サポート内容		お客様負担金(1事故につき)	
車両サポート	レンタル 車両 建設機械	ダンプ・トラック クレーン付車両 トラック式高所作業車・散水車 等	対人賠償責任	無制限	0円	
			対物賠償責任	最高1,000万円	5万円	
			車両損害	盗難・全損時は時価額	*************************************	
				部分損害はその実損額	お客様負担金一覧参照	
		ナンバー付建設機械 (タイヤショベル、ローラ等)	搭乗者傷害	最高1,000万円	四	
			自損事故	最高1,500万円	0円	
賠償責任サポート	建設機械	油圧ショベル・ブルドーザ ローラ・クローラダンプ 高所作業機 等	対人賠償	1本4 日本6体内	対人 10万円/1事故 対物 20万円/1事故	
	その他機械	発電機・コンプレッサ アタッチメント 小物機材類 等	対物賠償	1事故 最高3億円		
サ動 ポ産 ー ト	サ動 建設機械、小物類等 ボ産 (ナンバー付車両及び) ト 対象外機種等を除く)		レンタル中の当社機械に、破損事故や盗難事故等による 損害が発生した場合、お客様がご負担する修理費など、 損害額の一部をサポートいたします。		事故程度・機種ごとに金額が設定 されております。詳細はお客様負 担金一覧表をご覧ください。	
ご注意		① これまでの支払損害金の金額・件数によってはサポート料及びお客様負担金がアップする事がございます。② これまでの支払損害金の金額・件数によってはサポート制度のご加入をお断りする場合もございます。				

日本キャタピラーレンタルサポート制度は大きく下記の3種類に分けられます。

- ■動産サポート……………… レンタル機械 (ナンバー無商品) 使用中により発生した不慮の事故による損害をサポートいたします。

【サポート料】

車両サポート料と動産サポート料がございます。別途資料「サポート料・お客様負担金一覧表」をご参照下さい。

【サポート期間】

弊社出庫日から弊社入庫日までの全日数分を請求させていただきます。

【被サポート者】

サポート制度に加入していただいたお客様、及び弊社又はお客様が使用を許可した下請業者様等。

【第三者】

被サポート者が偶然な事故により損害を与え、法的な賠償責任を負担しなければならない場合、その対象となる他人。

【お客様負担金】

サポート対象事故の際、お客様にご負担いただく金額です。(1事故毎にご請求させていただきます。)

【休業補償】

レンタル機械及び車両の全損・修理期間中の休業損害については別途請求とさせていただく場合がございます。

【対象外】(※1)

☑ 商品......ハウス、トイレ、敷鉄板等。

✓ 作業・工事船上作業、海上工事、トンネル工事、地下工事、縦坑内作業、その他危険度の高い現場の事故。※1 対象外商品・作業・工事・現場では、サポート制度の対象とはなりません。詳細は弊社営業担当へお問合せ下さい。

【解体工事】

解体工事による事故につきましては、お客様負担金を2倍とさせていただきます。

車両サポート

【 車両サポート 】

レンタル車両使用中における車両損害事故及び賠償責任事故をサポートいたします。

◆サポート金額 ※ サポート制度を年間に複数回使用された場合、サポート料、及びお客様負担金がアップする事がございます。

対象機種	サポート内容 ※詳細は3-5ページ参照		お客様負担金(1事故)	
しいわります	対人賠償責任	無制限	0円	
レンタル車両	対物賠償責任	最高1,000万円	5万円	
(ライトバン、軽ダンプ、軽ワゴン、	車両損害	盗難・全損時は時価額	お客様負担金一覧参照	
ダンプカー、クレーン付トラック等) ナンバー付建設機械	半凹摂古	部分損害はその実損額		
101-1111	搭乗者傷害	最高1,000万円	0円	
(タイヤショベル、ローラ等) 	自損事故	最高1,500万円	O円	



◆サポート対象事故

《対人賠償責任サポート》

レンタル車両を通常の運転中 (**2) に、第三者 (他人) に対して発生した損害に対し、負担すべき法律上の賠償責任 (対人賠償責任サポートで定めるサポート範囲内) をサポートいたします。 **2 通常の運転中に発生した事故とは、定められた正しい使用方法での運転中に発生した事故であり、故意又は、無理な運転により発生した事故については、通常運転中の事故とはなりません。

《対物賠償責任サポート》

レンタル車両を通常の運転中に、第三者(他人の財物)に対して発生した損害に対して、負担すべき法律上の賠償責任(対物賠償責任サポートで定めるサポート範囲内)をサポートいたします。

《搭乗者傷害サポート》

レンタル車両の正規の乗車装置に通常乗車中の方が事故によって死亡されたり、身体に後遺障害または傷害を被られたときにサポートいたします。傷害時には医療サポート金として、通常生活が可能になるまでに要した入院及び通院日数 (事故の日から180日を限度) に対して、定額でサポートいたします。

《車両本体サポート》

- 1. レンタル車両を通常の運転中に発生した事故による損害。
- 2. レンタル車両を保管中及び使用中における火災による損害。
- 3. レンタル車両を保管中及び使用中における水災による損害。
- 4. レンタル車両を保管中及び使用中における盗難による損害。
- 5. レンタル車両を保管中及び使用中におけるいたずらによる損害。

《自損事故サポート》

電柱に衝突したり、がけから転落する等の自損事故で、 運転者又は搭乗中の方が死傷し、自賠責保険による補償 が受けられない場合にサポートいたします。

◆サポート対象外事故 ※「日本キャタピラーレンタルサポート制度共通免責規定」参照。

《車両本体サポート》

- 1. 常識的始業点検を怠った使用によるもの(作業油・オイル・冷却水・安全装置等)。
- 2. 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害。
- 3. 車両もしくは車両に付属する機械の能力を超えた使用 (クレーンの吊上げ重量制限を越えた等)、及び不適当な使用 (用途外使用) による損害。
- 4. 取扱説明書等によらず、作業者が独自に判断した結果生じた破損・事故等(許容加重を超えた作業や、高所作業のブームで鉄骨等を押さえる・支える等の作業で生じた損害等)。
- 5. 不適当な管理状況 (鍵を付けたままでの放置等) での盗難による損害。
- 6. タイヤ等消耗品、管球類(ライト等)、荷台及びあおりの損害。
- 7. トランスミッション (変速機) 単体の損害。
- 8. 積載重量オーバー (過積載) による事故。
- 9. 道路交通法違反が原因での損害。(高さ・長さ・巾制限を越えた事故等を含む)
- 10. クレーン付車・高所作業車のブームやアウトリガーを定位置に格納しない事により発生した損害。
- 11. 故障損害やその他電気的・機械的による損害(お客様の不注意によるエンジン焼付け等)
- 12. 欠陥・摩耗・腐食・さび・かび・虫食いその他自然の消耗による損害。
- 13. 塗料、生コン、アスファルトの付着等の汚損、溶接等の火花による損害。
- 14. 凍結による損害。(ラジエーター等)
- 15. 詐欺、横領による損害。
- 16. 盗難時所轄警察への届け出がなかった場合。
- 17. 部品の部分盗難。
- 18. 積荷の損害。

《対人賠償責任サポート・対物賠償責任サポート》

- 1. 事故を起こした本人と死傷した被害者が、父母・配偶者・子供・同居の親族・会社同僚の場合。
- 2. 加入者の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害。(※3)
- 3. 同じ現場に従事する他社の財物を破損した場合
- 4. 運転者の会社(JV及び共同作業従事者を含む)及び個人が所有・使用・管理する 財物の破損損害。
- 5. お客様の請負っている工事対象物そのものの損害。(建築中の建物を破損した等)
- 6. 当事者間のみで示談してしまった場合の賠償金。
- 7. 人身事故で所轄警察へ人身事故届が出されていない場合。(対人)
- ※3 【注意】他社からレンタル中の機械を破損した場合サポート対象とはなりません。

《搭乗者傷害サポート》

- 1. 治療に要した実費。
- 2. 医学的他覚所見のない後遺障害または傷害。
- 3. 明らかな重過失による後遺障害または傷害。
- 4. 後遺障害のサポート額は、程度により異なります。(1,000万円限度)
- 5. 正規の乗車装置以外(バケット内荷台等)に乗車中の事故による後遺障害、又は傷害。

《白指事故サポート》

- 1. 無免許運転又は酒酔い、麻薬等の影響により、正常な運転ができない恐れがある状態で、運転している場合にその本人について生じた傷害。
- 2. 自殺やけんか、又は犯罪等によってその本人について生じた傷害。
- 3. 対象自動車の使用について、被サポート者の承諾を得ずに搭乗中に起きた事故。

動産サポート

【 動産サポート 】

レンタル機械使用中により発生した不慮の事故による機体損害をサポートいたします。

◆対象機種

→建設機械・小物類等 (登録ナンバー付車両・対象外機種等を除く)

◆サポート金額

→対象となる機械の時価額を上限にサポートいたします。

◆お客様負担金

→部分損事故100万円未満の損害......1事故につき10万円(軽機械・小物類は除く)

→部分損事故100万円を超える損害....... お客様負担金一覧表を参考

→部分損事故200万円を超える損害....... お客様負担金一覧表を参考

→盗難・全損 お客様負担金一覧表を参考

◆サポート対象事故

- 1. レンタル機械の通常作業中に発生した事故(*4)による損害。
- 2. レンタル機械の保管中および作業中の現場内における火災による損害。(地震を原因とする火災を除く。)
- 3. レンタル機械の保管中および作業中の現場内における盗難 (*5) による損害。
- 4. レンタル機械の保管中および作業中の現場内におけるいたずらによる損害。
- 5. レンタル機械の運送中の事故による損害。

※4 通常作業中に発生した事故とは定められた正しい使用方法での作業中に発生した事故です。故意により発生した事故については、通常作業中の事故とはなりません。 ※5 盗難とは警察への届け出を行い、警察にて盗難事故として受理された事故です。

◆サポート対象外事故 ※「日本キャタピラーレンタルサポート制度共通免責規定」参照

《動産サポート》

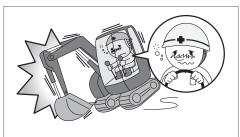
- 1. 常識的始業点検を怠った使用によるもの。(作動油・オイル・冷却水・安全装置等)
- 2. 詐欺・横領等の不誠実行為による損害。
- 3. 不適当な管理状況(鍵を付けたままでの放置等)での恣難による損害。
- 4. 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害。
- 5. バケット、ツース等消耗品や管球類 (ライト等) の損害。
- 6. 凍結による損害。(ラジエーター等)
- 7. 電気的・機械的による損害。(お客様の不注意によるエンジン焼付け等)
- 8. 欠陥・磨耗・腐食・さび・かび・虫食い その他自然の消耗による損害。
- 9. 塗料、生コン、アスファルトの付着等の汚損、溶接等の火花による損害。
- 10. 燃料の種類及び混合比を間違えたことによるエンジンの焼付け損害。

~ サポート対象外事故例 ~

- 1. クレーン仕様油圧ショベルでの吊上げ荷重オーバーにより、アームが破損してしまった。
- 2. クレーン仕様でない油圧ショベルで吊上げ作業を行い、アームが曲がってしまった。
- 3. 油圧ショベルで作業中、バケットを自機のガラスにぶつけ破損してしまった。
- 4. 解体作業で油圧ショベルのシリンダーにガラがあたり破損してしまった。 5. クレーンの格納を怠り、トンネルにクレーン部分をぶつけ破損してしまった。
- 6. レンタル車両の鍵をサンバイザーにはさみ、現場に保管していた為、簡単に盗難されてしまった。

- 11. 所轄警察へ盗難届けがない場合。(盗難事故時)
- 12. 置き忘れ、紛失による損害。
- 13. 部品の部分盗難。
- 14. ガラス・タイヤ・ゴムキャタピラ・ゴム製品・ベルト・ベルトコンベアの単独破損。
- 15. すべてのシリンダー類の単独破損。
- 16. 船上作業、海上作業、トンネル工事、地下工事、縦坑内作業、その他危険の高い現場の事故。
- 17. サポート対象外商品の事故。(ハウス・トイレ・敷鉄板等)
- 18. 危険行為による損害。(事故が予見できる行為)
- 19. 転落事故等による、車両の引き上げ費用 (クレーン代等)・廻送費用・入れ替え費用等
- 7. 除雪中に、雪に隠れていた消火栓や手押し信号のボタンを破損してしまった。
- 8. エンジンの不調がわかっていたにもかかわらず、無理な運転をしてエンジンが破損してしまった。 9. レンタル車両のタイヤがパンクしてしまった。
- 10. 養生をせずに吹き付け作業をしたため、近くに停車している建設機械を汚損した。
- 11. 用途外の使用で吊上げ作業を行い破損した。

◆主な対象外事故事例



飲酒運転による事故で破損した



入れてしまい機械が故障した



〈高さ制限箇所での不注意事故〉高さ制限確認不足、 ブームの格納忘れ等



エンジンが焦げついて故障した



〈用途外使用〉バケットでの杭打ち作業によりバック ホーを破損した



就業後に鍵を挿したまま現場を離れ、盗難に遭った

賠償責任サポート〈動産サポート付帯サービス〉

【賠償責任サポート】

レンタル機械使用中における第三者へ損害を与え、法律的に損害賠償請求が発生した際、 その賠償金をサポートいたします。

◆対象機種

→建設機械・小物類等 (登録ナンバー付車両・対象外機種等を除く)

◆サポート金額

◆お客様負担金

→対人・対物共通…3億円

→対人…10万円/1事故 →対物…20万円/1事故

◆サポート対象事故

→レンタル機械での作業中の操作ミスが原因で、第三者に発生した損害により

負担すべき法律上の賠償責任 (賠償責任サポートで定める範囲内) をサポートいたします。

- 《注意1》 お客様において同様の保険に加入されている場合、お客様の保険を優先させていただきます。
- 《注意2》 労災保険を適用する場合、労災保険、労災上乗せ保険(傷害保険等)を優先させていただきます。
- 《注意3》示談につきましては、必ず弊社とご相談の上、お客様で進めていただきます。 弊社へ届出無しに示談された場合、サポートできない場合がございます。

~サポート対象事故例~

- 1. 油圧ショベルを操作中に、通行人に接触し、重傷を負わせてしまった。
- 2. 油圧ショベルで旋回中、誤って第三者の自動車にバケットをぶつけ破損させてしまった。
- 3. ブルドーザーで作業中、操作を誤って下請け人にケガを負わせてしまった。
- 4. 油圧ショベルにて掘削し、誤って地中の水道管を破損してしまった。(工事対象物は対象外)
- 5. クレーンで旋回中、誤って電線に触れ、切断してしまった。

◆サポート対象外事故 ※「日本キャタピラーレンタルサポート制度共通免責規定」参照。

- 1. 賠償責任サポートにて取り決めている賠償額を超える分の損害。
- 2. 事故を起こした人と死傷した被害者が父母・配偶者・子供・同居の親族・会社同僚の場合。
- 3. 加入者の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害。 **6
- 4. 同じ現場に従事する他社の財物を破損した場合。(他社の自動車を破損した等)
- 5. 加入者の請負っている工事対象物そのものの損害。(建築中の建物を破損した等)
- 6. 加入者が元請会社等から工事を行う上で支給された資材等に与えた損害。
- ※6【注意】他社からレンタル中の機械を破損した場合サポート対象とはなりません。
- 7. 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う.
 - イ)土地の沈下隆起・移動・振動または土砂崩れによる土地の工作物(収容物等含む) 植物及び土地の損壊について負担する損害賠償責任。
 - □)土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入による地上の構築物、その収容物もしくは土地の損壊について負担する損害賠償責任。
- 8. ナンバープレートが付いていない建設機械等での公道自走中の事故。
- 9. 重大な法令違反によって生じた損害。

賠償責任サポートの適用範囲解説 適用範囲 オペレータ 人身(従業員) 財物 (会社所有) A社 社員 B·C·D·E(A社社員以外) A社 A社 D社(元請) B社 社員 A·C·D·E (B社社員以外) 第三者の財物のみ 社員 財物 社員 A·B·D·E (C社社員以外) C計 計員 (A~Eは全て対象外) D社 社員 A·B·C·E (D社社員以外) E社 社員 A·B·C·D (E社社員以外) D社(元請) 第三者 A社(お客様) 財物 事現場内 上記例: I 人身 ① A社のオペレーターがA社の社員を、油圧ショベルでケガをさせてしまった。 … × 対象外 事現場外 ② A社のオペレーターがB社の社員を、油圧ショベルでケガをさせてしまった。… 〇 対 象 B社(下請) B計(下請) E社(協力会社) ③ A社のオペレーターがA社の自動車を、油圧ショベルで破損させてしまった。… × 対象外 社員 財物 社員 ④ A社のオペレーターがB社の自動車を、油圧ショベルで破損させてしまった。… × 対象外 財物 ⑤ B社のオペレーターがA社の社員を、油圧ショベルでケガをさせてしまった。 … ○ 対 象 ⑥ A社のオペレーターが日本キャタピラーの機械で、A社が 電話線 E社(協力会社) C社(孫請) C社(孫請) 日本キャタピラー以外からレンタルした機械を破損させてしまった。 ……… × 対象外 水道管 財物 財物 社員 ⑦ A社のオペレーターが日本キャタピラーの機械で、B社が ガス管等 日本キャタピラー以外からレンタルした機械を破損させてしまった。 ………… × 対象外



建設機械で第三者の財物を破損

A社のオペレーターが駐車中の乗用車を 破損してしまった。



建設機械で下請け会社の従業員にケガ

A 社のオペレーターが B 社 (下請け) の従業員にケガをさせてしまった。

日本キャタピラーレンタルサポート制度 共通免責規定

- 1. 「日本キャタピラーサポート制度」に加入されていない場合。
- 2. 被サポート者業務に従事中の使用人に対する損害。
- 3. 被サポート者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定或いは取り決めがある場合、その約定或いは取り決めにより加重された賠償責任。
- 4. 無断で転貸し、発生した損害。
- 5. 故意、重大な過失または、飲酒運転・薬物乱用等重大な法令違反による損害。
- 6. 不誠実行為(詐欺・横領等)により発生した事故。
- 7. 戦争、変乱、暴動、労働争議等によって生じた災害や、闘争行為・自殺行為または犯罪行為。
- 8. 差押え・徴発・没収・破壊等、国又は公共団体等の公権力の行使によって生じた損害。
- 9. じんあい・騒音・核汚染等によって生じた損害。
- 10. 地震・噴火・津波・水災によって生じた損害。(※7)
- 11. 置き忘れ・紛失等による損害。
- 12. 事故に関わる間接損害。(※8)
- 13. 常時地面に接する部分の損害。
- 14. 燃料物質等により生じた損害や傷害。
- 15. レンタル機械及び車両を無断で改造又は装置取り付け等を行った場合や、行った事による事故の損害。
- 16. 弊社の「レンタル取引基本契約書」の条項に違反して使用された場合による事故。
- 17. 危険行為による損害や事故が予見できるにもかかわらず回避義務を怠った事による損害。
- 18. 車両系運転技能修了資格・運転免許証を有しない者の運転操作による事故の損害。
- 19. 事故発生時の連絡が遅延した時、「日本キャタピラーレンタルサポート制度」のサポートが受けられない場合があります。
- 20. 日本国外で発生した事故、等。
- 21. 弊社内で発生した事故。

※7車両サポートにおいては、水災によって生じた損害をサポート対象といたします。

※8事故発生時のレンタル機械及び車両の入替費用、代替レンタル機械及び車両のレンタル料金、事故レンタル機械及び車両修理期間休業補償費用や、

事故が原因により工期が延長になった為の損害費用等。

サポートできない事故例

動産 サポート

自動車サポート

電気、機械的事故によるもの。

お客様の不注意によるエンジン焼付け等

動産

サポート

によるもの。 Tンジン懐付け等

地震、噴火、津波、水災による損害。

動産 サポート

動産

サポート

自動車

サポー

自動車 サポー<u>ト</u> 故意、または重大な法令違反に 起因する損害。

わざと壊した等

消耗部品単体の破損。

動産 サポート 自動車

> 動産 サポ<u>ート</u>

自動車 サポート 錆·変質·変色

賠償

オペレーターと人身事故被害者が同じ 勤務先の場合。(同僚間災害)

A社のオペレーターがA社の従業員を 誤ってケガをさせた。

賠償 サポート

ナンバー無し建機での公道走行中 における賠償事故。

紛失・置き忘れによる損害。

ポンプを川に落とした。見つからない等

公道自走中の事故

賠償 サポート

自分の所有・使用・管理物の損害。

A社にレンタルした機械で A社の機械を破損した

動産 サポート

自動車 サポート 飲酒・無免許・無資格等での使用 または運転。 動産 サポート

自動車 サポ<u>ート</u> 不誠実行為・詐欺・横領による損害。

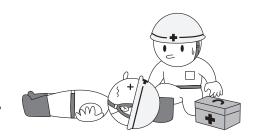
万一事故が起こったときは

(1) まず負傷者の救護を

ケガをされた方がいる場合は、医師、救急車が到着するまで可能な応急処置を 行うことが最優先です。

(2) 路上等の危険防止を

交通事故が発生した場合は、続発を防ぐため車両を安全な場所へ移動させて下さい。 又、物損の場合も同様に損害が拡大しないよう応急措置を行って下さい。



(3) 警察へ事故の届出を

- ①事故の場合は必ず警察へ届けて下さい。(人身事故の場合は人身扱いの届出が必要です。 道路上の交通事故は道交法第72条により警察届出が義務づけられています。)
- ②盗難事故(車両・機械等)の場合は必ず警察へ「盗難事故」として届出をして下さい。
- ③その他公官庁への届出が必要な場合は所定の届出をして下さい。

(4) ただちに弊社営業所までご連絡を

事故の大小にかかわらず事故の内容をご連絡下さい。

- ①事故発生の日時
- ②事故発生の場所
- ③お客様の氏名・住所・連絡先(TEL、FAX、担当者名) 運転者氏名・お客様との関係・ 免許内容・事故車のレンタル番号又は登録番号・損害の内容及び程度。
- ④事故の状況(交通事故の場合は道幅、道路標識、双方の速度等も)
- ⑤相手の住所、氏名、会社名、電話番号等

【物損事故】…車両損害の場合→損害内容、車名、登録番号、修理工場、電話番号 その他の被害物の場合→被害物名、損害内容、修理業者名、電話番号

【人身事故】…ケガの内容、病院名、電話番号

- ⑥搭乗者にケガがある場合…負傷者名、ケガの内容、病院名、電話番号
- ※人身事故の場合は、特に被害者の方へのお見舞いをして下さい。





ご注意!!

当事者間での示談交渉は、絶対になさらないようお願いいたします。 万一、当事者間で示談交渉をされてしまわれた場合、サポート対象外となる可能性がございます。又、サポート対象となった場合でも、示談内容全てをサポートできるとは限りませんのでご注意下さい。

対物事故については、損害物の写真撮影をお願いします。

必要資格一覧表

運転の資格など受講をご希望の方は、最寄の弊社拠点にご相談下さい。

	機		資格区分		 公道走行の運転資格
		機体質量3t未満	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	特別教育	
油圧ショベル		機体質量3t以上		技能講習	
(クローラ式)	ショベル クレーン付 [*]	最大吊上げ荷重0.5t以上1t未満	小型移動式クレーン	特別教育	
		最大吊上げ荷重lt以上5t未満	小室移動式プレープ	技能講習	
		機体質量3t未満	車両系建設機械(解体用)	特別教育	
ブレーカ付油圧ショベル		機 体 質 量 3 t 以 上	字间术建设版(解译用)	技能講習	
ホイールローダ		機体質量3t未満	・車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	特別教育	小型特殊及び
		機体質量3t以上	丰间永建改城城(金地)建城 镇之 城间/	技能講習	大型特殊免許
ブルドーザ		機 体 質 量 3 t 以 上	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	技能講習	
モータグレーダ		機 体 質 量 3 t 以 上	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	技能講習	大型特殊免許
クローラダンプ		最大積載量 1 t 未満	- 不整地運搬車	特別教育	小型特殊及び
ホイールキャリー		最大積載量1t以上	· 个登地建版单	技能講習	大型特殊免許
ローラ		制 限 無 し	締め固め用機械	特別教育	小型特殊及び大型特殊免許
20-521	- **	最大吊上げ荷重0.5t以上1t未満	.h. ≖1126≆5-14-51 > ,	特別教育	
クローラクレーン [*]		最大吊上げ荷重1t以上5t未満	小型移動式クレーン	技能講習	
クレーン付トラック [*]		最大吊上げ荷重0.5t以上1t未満		特別教育	
ソレーフiij トラ 	790	最大吊上げ荷重1t以上5t未満	小型移動式クレーン	技能講習	中型免許及び大型免許
宣配 作業書		作業床高さ2m以上10m未満	ウェルサ キ	特別教育	普通免許及び中型免許
高所作業車		作業床高さ10m以上	- 高所作業車	技能講習	(車両搭載車)
フォークリフト		最大荷重lt未満	フォークリフト	特別教育	小型特殊及び
		最大荷重1t以上	יולט אין	技能講習	大型特殊免許
玉掛作業*		最大吊上げ荷重重1t未満	玉掛	特別教育	
		最大吊上げ荷重1t以上	下江	技能講習	

[※]クレーン作業に当たり、玉掛作業車は吊り上げ荷重の区分により「玉掛技能講習」「玉掛特別教育」の修了証が必要です。

ご注意

- 1. 「日本キャタピラーレンタルサポート制度」は加入されたお客様のみサポートいたします。
- 2. このサポート制度はレンタル契約期間中に発生した事故を対象としています。
- 3. 現場状況等により、「日本キャタピラーレンタルサポート制度」の加入をお受けいたしかねる場合がございます。
- 4. お客様負担金とは、事故発生時にお客様にご負担いただく金額です。
- 5. 警察、その他監督官庁の証明書が必要な場合がありますので、車両での人身・対物事故は必ず届け出て下さい。 届出を怠った場合、サポート対象とならない事がございます。
- 6. 盗難事故の場合、警察が「盗難事故」として扱っていることがサポートの条件です。
- 7. 事故発生時はただちに弊社にご連絡下さい。遅れるとサポートできない場合がございます。
- 8. 賠償金の確定・示談の決定等には弊社の承諾を必要といたします。 万一、弊社の承諾なく当事者間の和解等によって 決められた賠償金の請求に対してのサポートはいたしかねます。
- 9. 貸渡期間が2日以上となる場合には、日常点検はお客様が実施してください。
- 10. 弊社の承諾なしになされた修理代にかかる費用はお支払いできない場合がございます。
- 11. 各サポート制度の支払い限度額を超える部分についてはお客様のご負担とさせていただきます。
- 12. サポート内容に、休業損害は含まれておりません。
- 13. レンタル機械及び車両の修理につきましては、弊社指定工場とさせていただきます。
- 14. このサポート制度のご案内に記載されている各規定は主な事例を挙げたものであり、その他については弊社の規定に 準じるものとします。
- 15. サポート制度を年間に複数回使用された場合、サポート料、及びお客様負担金がアップする事があります。
- 16. 「日本キャタピラーレンタルサポート制度のご案内」は、2013年2月1日に改定されたものです。 又、この「日本キャタピラーレンタルサポート制度のご案内」は、予告無く内容を変更する場合がございます。

この「日本キャタピラーレンタルサポート制度」に関するお問合せは各支店営業所営業担当者へお問合せ下さい。

[※]法改正等により、必要運転資格や機械区分等が変更になる場合がございます。